

ラポロアイヌネイション
サケ捕獲権
確認請求訴訟

2021年11月18日
第6回 口頭弁論開廷後の原告弁護士報告会から@北海道高等学校教職員センター

この裁判で、国は何を言ってきたか？ 人種差別撤廃条約を批准して、3度もアイヌの権利を保障しなさいと勧告されて、それを無視して「国際法上、アイヌ民族集団にそんな権利はない」と言っている。恥ずかしいことだと思えます。原告弁護士・長岡麻寿恵弁護士

長岡麻寿恵弁護士

今回の準備書面は、大きく分けて3つの柱に基づいて、原告の権利、サケ捕獲の権利を主張しています。1つめは条約/国際法、2つ目は憲法、3つ目は条約です。

まず国際法について……。自由権規約は、27条で文化享有権を定めています。二風谷判決(1997年)でも、「少数民族の文化享有権」のひとつの根拠として、この規定を援用して、アイヌ民族の文化享有権を認めました。

自由権規約27条は、「当該少数民族に属する者」を主語にして書かれています。94年、国連自由人権委員会の一般的意見23は「とくに先住民の場合は、個人の権利を保障する前提として集団の権利自体も保障される」という内容を述べています。なぜか。それは先住民が文化を享有するには、その民族が集団として占有してきた/保ってきた地域、そこで得てきた資源、それらに密接に関連する生活様式それ自体が「文化」だから、ということなんです。国連自由人権委員会はこの一般意見で、漁業や狩猟の権利も、この(集団としての先住民に保障されるべき)文化享有権に含まれる、とはっきり言っています。そして、締結国はこの権利について積極

的な法的保護措置を確保するよう求めています。

国連の勧告を無視するな

それから人種差別撤廃条約。日本は95年に加入していますけれども、先住民の権利について何を保障しているかという点、その5条d、vで「単独及び他の者と共同して財産を所有する権利」を差別されることなくすべての人が享受できる、というふうに定めています。この場合、先住民にとって「財産権を保障する」ということは、これまで自分たちが享受してきた資源に関する権利を、他人に妨害されることがなく享有することができる権利だ、ということなんです。この条約についても、国連人種差別撤廃委員会が一般的勧告で、先住民の土地・資源に関する権利を保障することを求めています。

さらにアイヌ施策推進法4条は「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と定めています。これは、先ほど述べた人種差別撤廃条約の趣旨を踏まえて解釈すべきです。アイヌの持っていた漁業権ははじめ天然資源に対する権利を侵害することを、この法律も許して

いない、日本が批准した人種差別撤廃条約の趣旨からして、そう解釈すべきです。

原告弁護士・長岡麻寿恵弁護士

(被告の)国は「先住民の集団としての権利は」国際慣習法として成立していない」と言いますけれども、自由権規約・社会権規約・人種差別撤廃条約・ILO169号条約・先住民の権利に関する国連宣言、これらの国際人権規定がこれだけ積み重ねられて、土地や資源についての先住民の権利を認める方向での判例も積み重ねられてきているわけですね。このことを

考えれば、国際慣習法として、アイヌ集団としてのサケ捕獲権、先住民集団の漁獲権は、国際慣習法として認められているんです、というふうに言えるだろう、と思えます。

ここで一番強調しておきたいのは、人種差別撤廃委員会から、日本国はアイヌの権利について3度も勧告を受けている、ということ。いずれも「(日本政府は)アイヌの土地や資源についての権利保

Utaspau uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より

北大開示文書研究会
ニ ュ ー ズ レ タ ー
2022年2月17日発行



29

サケ捕獲権 確認請求訴訟

護が不十分である」「ちゃんとした保護をしなさい」「対応しなさい」という勧告を受けているのです。一番最近では3年前に勧告を受けています。ただ、この裁

判で、国は何を言ってきたか？原告のサケ捕獲権は、国際法上根拠がないと主張しているんです。人種差別撤廃条約を批准して、3度もアイヌの権利を保障しなさいと勧告されて、それを無視して「国際法上、アイヌ民族集団にそんな権利はない」と言っている。恥ずかしいことだと思いません。

国際法の眼で新たな憲法解釈を

日本国憲法上も当然、こうした国際法の到達点を踏まえて解釈されるべきです。憲法14条、これは平等の権利です。人種差別撤廃条約で言われている「先住民を差別してはいけない」「先住民を差別的に取り扱わない」という規定からみても、憲法14条はアイヌのサケ捕獲権を保障している、というべきだ、と主張しています。

それから憲法29条、財産権の保障ですね。ラポロアイヌネイションの主張する権利は、(先祖たちが集団的に)持っていた漁業権ですから、財産として保障されるものです。先住民の財産権は、単なる財産ではなくその文化、生存、集団としての存続そのもの、またアイデンティティにかかわる財産権として、保障されるべきだと考えます。

さらに憲法13条ですね。文化を享有する、その文化のなかで生きる権利が、この13条で保障されている、というのは二風谷判決でも指摘されていることです。さらに考えを進めた場合、やっぱり、「川でサケを捕る」ということがアイヌの文化享有権にとってきわめて重要なことだ、ということ。憲法13条が規定する権利のためには、民族としての文化の享有、民族として文化を享有しながら生きていく、それを次世代につなげていく、こういう権利が保障されなければならぬ。そのためには、その民族が存続していないとダメですよ。民族が雲散霧消して、集団がなくなってしまうたら、歌も踊りも、祈りも、まったく意味を失って消えてしまう。だれのために、何のために歌うのか。一人で歌って、一人で踊るといわけにいかない。アイデンティティの元になる先住民の集団が集団として権利を有し、存続していくこ

とが、個人の尊厳にとってきわめて重要だということ。それから憲法20条は、信仰、信教の自由を保障しています。アイヌの世界にとつて、サケっていうのは、きわめて重要な信仰上の意味をもっていますから、神事をおこなうためにも、サケ捕獲権というものが、憲法上保障される、ということ。アイヌ民族はカムイノミをしますよね。毎秋、サケを迎えるカムイノミの祈りでは、入り江のカムイ、渚のカムイ、川下のカムイ、川上のカムイ、こういう神様に、祈りを捧げていくわけですよ。川でサケを捕るからこそ、そういうカムイに祈りを捧げるわけですね。川でサケを捕ることができなければ、これらの祈りはほとんど意味をなさなくなってしまうのです。

最後の条理について、ちよつと補足します。条理って何かっていうと――。まず裁判は法律で決まります。法律がないときは慣習法で決まります。で、「慣習法もないときは条理に従って良い」という、明治八年太政官布告っていうのがあって、そのころから条理は「法律がない時に使える」制度として存在していました。

民法学者の我妻栄(1897-1973)先生がどうおっしゃっているかという、「法律がないからと言って、裁判官は裁判を拒絶することはできません。法律がなければ慣習法、慣習法がない場合は条理を用いなさい」「その条理というのは、裁判官が、もし自分が立法者だったらこういう法律を作りましたよ、というもの。それに従って裁判をして良いですよ」と言ってくれているんですね。

条理は、ある意味「ドラえもんポケット」的な、非常に融通の効く制度だと言えます。われわれの第一の目標はもちろん、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、そういうたものが国内法的に正式に適用されることを求めているんですが、仮にそうならなかったとしても、「裁判官、これ条理ですよ」というところで救ってもらえないか――。一番最後なんですけど、そういった規定を設けている、という形です。

フロア(北海道新聞)

国際法についてのご主張、なかなか私たちにとっては難解だったのですが、なかでも「一般的勧告」「一般的意見」が随所に出てきて、それをどうとらえたらいいのか、ご説明いただけますか。拘束力の有無にも触れていただければ。

長岡麻寿恵弁護士

条約はそれぞれ、実効性をどう担保していかのかが決められているんですね。たとえば「報告制度」というのがあって、加盟した国が定期的な報告を義務づけられます。その場合も、報告しっぱなしで良いかというと、そうではありません。その条約を実施・監督する機関として、その条約に基づく委員会がつけられています。委員会は「一般的意見」という形で、条約の解釈を出します。つまり、その「意見」によって条約が具体化されていくわけです。

再度申し上げたいんですけど、日本政府の報告に対する人種差別撤廃委員会の最終所見で、アイヌの問題について、土地や資源の権利の保障について、「ほぼやっつけないよね」「ここ、もつとがんばりなさい」——「もつとがんばろう」をつけられているんです、3回も。3年前にも「がんばろう」をつけられているんですね。にもかかわらず、それを放置して、この裁判では、（被告の国が）「国際法上、原告の主張するサケ捕獲権なんか保障されていない」と主張していることは、大きな問題だと思います。

まとめ・北大開示文書研究会

記録全文を文書研ウェブサイトで公開しています。

上西晴治「十勝平野」を読む

殿平善彦 北大開示文書研究会

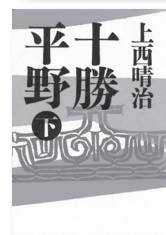
随分と長い間、背表紙だけを見ながら過ごしてきた。いつも書棚に鎮座まじまじした本である。上下2巻の大部な作品にとりつくことなく、いつの間にか背表紙の色があせるまでになった。手にしてみると1993年発行の初版本だ。

作品を読む前に、作者と縁ができた。上西晴治は2009年に亡くなったので、作者に出会うことはなかったが、浦幌に出かけて、ラポロアイヌネイション（旧浦幌アイヌ協会）の人々と出会い、会長の差間正樹さんの知己を得た。浦幌アイヌの歴史をたどるフィールドワークに参加して、上西晴治が一族のために建てたお墓にお参りすることがあった。差間さんと上西晴治は縁続きの親族だった。

十勝のアイヌと縁をいただいたからにはこの作品を読まずに済ますことは出来ない。一気に上下2巻を読んだが、アイヌの香り高い、見事な大河小説だった。川越宗一「熱源」を読んだが、ストーリーは実に面白いのだが、どうもアイヌの生活の香りがしなないと思っして不満が残った。その点、「十勝平野」は明治、大正、昭和を生きたアイヌ3代の苦闘を描いて余すところがない。上巻の主人公オコ

シツの孫で下巻の主人公として登場する孝二はほぼ作者自身だろう。やはりアイヌのテーマをアイヌ自身が作品化するということで、作品の真実性が豊かになるといことではないだろうか。

長い感想を書くことはできないが、和人に殺されて十勝川に流されたオコシツプの息子の周吉が出会った迫害にアイヌ遺骨問題があることだ。作品では北海道大学から髯を生やした老紳士「児島作衛門」と若い紳士「高岡新一郎」という二人が「アイヌの人骨を研究するため」に、墓を掘らせてもらいたい」と言ってきたという。周吉は「先祖の墓を暴くような悪党どもは皆殺しにすべえ！」という、アイヌはペウタンケ（危急を知らせるアイヌの叫び）を発して抵抗するが、遺骨は結局掘られてしまった。墓を掘る理由を児島は「もしかするとアイヌは和人の祖先であるという結果が出るかもしれない」といった。このセリフは数年前に私が聞いた人類学者の講演会での話そのままだ。人骨研究の目的がアイヌは日本人だという証明のためだと口にする人類学者は今も存在するのだ。小説を地で行くような現実が今もあるのは驚くべきことではないか。孝二の祖先のモンSPA



筑摩書房刊

の遺骨も持ち去られた。「研究が終わったらお返しします」といったまま遺骨が返らなかつたのも史実だろう。下巻で札幌の工業高校教師になった孝二はヌツプ（砂沢ビツキがモデルか）と知り合いい、アイヌ運動に参加していく。下巻の最後に「昭和41年8月、北大医学部の敷地の中に※アイヌ人骨の納骨堂が完成した」と書き、百年記念塔が野幌にできていく中で小説は終わる。「アイヌにも先住権が認められる日がきつとくるに違いない」と作者は結んだ。それから50年後（作品が発表されてから約30年後）、浦幌アイヌ協会は100体を超える先祖の遺骨を先住権の行使として取り返し、ラポロアイヌネイションに名前を変えて、サケの捕獲権確認訴訟をたたかっている。苦闘の中で死に、殺されたアイヌの怒りはなくならないが、アイヌのたたかいは連綿と続き、夢のように語られた先住権は現実のたたかひとなって引き継がれている。「百年記念塔」は解体されようとする今、未読の方にはぜひお読みになることを強くお勧めしたい。

※実際にアイヌ納骨堂が北大医学部の片隅に建設されるのは1984年であり、小説の設定から18年後のことだ。建設名目は「標本保存庫」であり、北大は相手によって看板を掛け変えたという。



ラポロアイヌネイション&文書研のONLINE連続学習会

イチからわかるアイヌ先住権



Chapter 3 アラスカ先住民族の権利と資源の活用法

2022年2月27日(日) 14:00~16:30

講師 ジェフ・ゲーマン (北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院及び教育学院教授)



Gayman Jeffrey Joseph 教育学博士。米国アラスカ大学フェアバンクス校修士課程、九州大学人間環境学府博士後期課程修了後、2012年から北海道大学に在籍。アイヌをはじめ世界の先住民族運動、言語復興運動などに詳しい。共著書に Routledge Handbook of Race and Ethnicity in Asia (2021), The Indigenous World 2021 35th Edition など多数。北大開示文書研究会会員。

これまでの学習会動画も無料配信中！

市川守弘弁護士「イチからわかるアイヌ先住権」

差間正樹ラポロアイヌネイション会長「鮭に関する先住権の現状」

短編映画「ラポロアイヌネイションの十勝川サケ漁」(藤野知明監督作品)

榎森進・東北学院大学名誉教授「歴史にみるアイヌ先住権」

「zoom ミーティングシステム」を介した感染症リスクのないオンライン学習会です。インターネットに接続したパソコン・スマートフォン・タブレットなどで接続ください。参加無料です。

北大開示文書研究会ウェブサイトに接続ください

あなたにおすすめ



サーモンピープル

アイヌのサケ捕獲権回復をめざして

ラポロアイヌネイション/北大開示文書研究会：著
2021年6月刊 かりん舎 定価 1300円+税

お問い合わせ 北大開示文書研究会事務局
TEL (FAX) 0164-43-0128

最新情報はこちらから

ラポロアイヌネイション
サケ捕獲権確認
訴訟支援センター



www.kaijiken.sakura.ne.jp/fishingrights/index.html



Utaspano uoupekare 互いに支え合う 葛野辰次郎『キムスポV』より
北大開示文書研究会ニューズレター No.29 2022年2月17日
編集・発行 北大開示文書研究会
共同代表 清水裕二、殿平善彦
事務局 〒077-0032 北海道留萌市宮園町3-39-8 (三浦忠雄方)
FAX 0164-43-0128 <http://www.kaijiken.sakura.ne.jp>
ロゴデザイン 浅野由美子